

2024 全鉄評発第 22 号
2024 年 10 月 22 日

国土交通大臣認定工場
代表者殿

株式会社全国鉄骨評価機構
代表取締役社長 高野昭市
[公印省略]

変更届の提出徹底のお願い

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は性能評価事業に対し格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建築鉄骨溶接構造性能評価を受け、国土交通大臣認定を取得した工場（大臣認定工場）は、認定条件（性能評価基準）を順守し、鉄骨溶接構造物の適正な品質を確保する責務があります。特に品質管理体制については、大臣認定工場の信頼性に直結する重要事項でありますので、変更が生じた場合には、評価機関が定めた約款等（性能評価業務約款及び約款細則）に基づき、適正に届出を行わなければなりません。

この度、国土交通省より、認定取得後の品質管理体制の維持について、評価機関としての管理を徹底するよう指導がありましたので、弊社の約款細則及び届出様式を改め、下記の通り、周知徹底を図ることと致しました。

貴工場におかれましては、弊社の約款等（弊社のホームページに掲載）を再確認頂き、性能評価基準に定められた品質管理体制維持のもと、引き続き、品質確保に努めて下さるようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更の届出が必要な事項

- ①品質管理体制の管理技術者等（品質管理責任者、管理技術者、管理責任者及び溶接技能者）
- ②製造設備、検査設備・機器等が性能評価基準に適合しなくなった場合
- ③事業主
- ④工場の廃止または事業の停止
- ⑤会社名等（会社工場名、住居表示、電話番号）
- ⑥上記以外で約款細則第 14 条及び第 15 条に掲げる事項

2. 届出の様式と提出期限

- ①様式 1 「管理技術者等変更届」；変更事由が発生してから 1 ヶ月以内
- ②様式 2 「設備等変更届」；変更事由が発生してから 1 ヶ月以内
- ③様式 3 「代表者変更届」；変更事由が発生してから 1 ヶ月以内
- ④様式 4 「廃止届」；変更事由が発生してから 1 ヶ月以内
- ⑤様式 5 「会社名等変更届」；期限はありません
- ⑥所定の様式はありませんので、ご連絡をお願いします。

3. 本通知の周知期間

2025 年 1 月 1 日（改正約款細則の施行日）まで

※施行日以降、特段の理由なく提出期限を超えた場合は、国土交通省に報告することがあります。

以上